特定非営利活動法人 こうのぎ美術館定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人こうのぎ美術館、英文名を Kounogi Museum of Art (略称 KoMA) という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を三重県南牟婁郡御浜町神木 592 番地３に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を三重県津市南が丘１丁目３番地１４に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、御浜町および周辺地域の住民および来訪者に対して、アート鑑賞の機会提供を中心とする活動により来訪者拡大と地域内外の人々の交流拡大に関する事業のほか、アーティストの活動を支援する活動を行い、地域の文化と経済の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)　まちづくりの振興を図る活動

(3) 社会教育の振興を図る活動

(4) 情報化社会の発展を図る活動

(5) 経済活動の活性化を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　絵画等の創作品の展示事業

②　絵画等の創作品の収集、保管事業

③　アートを基盤とする地域社会との協働事業

④　アーティスト・イン・レジデンス（滞在型創作）支援事業

⑤　前各項に関わる情報提供、コンサルティング事業

⑥　その他目的を達成するために必要な事業

(2)　その他の事業

① 物品の販売事業

2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 12 条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上８人以内

(2)　監事　　１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長とする。必要に応じ副理事長を１人置くことができる。

（選任等）

第 13 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 14 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 15 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
(3)　第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、前条第２項、次条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

(3)　第１４条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 35 条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 36 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第 39 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決

を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西　孝
理事	赤﨑　康夫
理事	河辺　栄作
理事	西　廣
理事	吉村　粂男
監事	屋敷　昌弘

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０２７年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から２０２７年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	0円
	正会員年会費	3,000円
(2)	賛助会員入会金	0円
	賛助会員年会費１口	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人こうのぎ美術館

役　名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ニシ タカシ 西　孝	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
理事	アカサキ　ヤスオ 赤﨑　康夫		無
理事	カワベ　エイサク 河辺　栄作		無
理事	ニシ　ヒロシ 西　廣		無
理事	ヨシムラ　クメオ 吉村　粂男		無
監事	ヤシキ　マサヒロ 屋敷　昌弘		無

設 立 趣 旨 書

1　趣　旨

三重県御浜町神木をはじめ、地域全体の人口減少、高齢化の進行下で、住民生活および産業の維持と活性化を図ることは重要かつ喫緊の課題であるが、それを実現する手段として、創造性を尊重、重視するアートを中心にした活動が有効な選択肢の一つであると考えられる。地域の活性化には、その中心的役割を果たす多様な主体が求められるが、その一つとしてアートに関わる主体＝美術館が重要な役割を果たすことができるのではないかと、われわれは考える。

神木においてアートを中心にした展示およびイベント等の開催を通して、文化的な楽しみを提供することにより、住民の地域に対する愛着の向上を促すとともに、来訪者の増加による収益機会の拡大を図ることを目指していく。

その手段として、それを推進する地域住民および地域外の人により構成される団体を設立し、今後の活動をリードする役割を担わせることとする。

なお、「美術館」の名を冠する組織ではあっても、博物館法上の「登録」、「指定」を得るだけの要件を充足することは、当面は困難なので博物館類似施設として活動することになる。

2　申請に至るまでの経過

設立の趣旨で述べた考えのもと、これまで、実行委員会という任意組織により、第1回神木展（2019年開催）および第2回神木展（2024年）を開催し、神木の歴史、資源などに関する展示を通じて住民の地域に対する愛着の向上、地域資源の再認識の機会を提供してきた。その経験、成果に基づいて、このような活動を継続し、成果を積み上げていくための条件として、活動の推進母体と人的資源および活動資金の確保の必要性を実感することになった。

美術館には、絵画などのコレクションと収蔵、展示などに関わる設備が必須ではあるが、それらを整えるためにも人的組織を整え、資金、コレクション、設備の充実を図りながら、アートの体験の提供、創造的な雰囲気の醸成を着実に進めることを通して協力者と理解者を増やしていくことがまず必要であるとの考えに至った。

具体的には、設立代表者である西孝が神木の住民有志に呼びかけて組織の核となるメンバーを募り、設立趣旨、活動計画に理解を得て、この度のNPO法人設立申請をおこなうこととなったものである。

令和8年9月22日

特定非営利活動法人　こうのぎ美術館
設立代表者　氏名　西　孝

２０２６年度 事業計画書

（法人成立の日～2027年3月31日）

特定非営利活動法人こうのぎ美術館

1　事業実施の方針

こうのぎ美術館の認知度向上と理解者の拡大を図るため、絵画を中心とする作品の展示事業を実施する。また、作品を貸与および提供してくれる作家との人的関係を構築するための交流の方策を検討し実施するとともに、来年度以降の活動基盤を強化するため、会員制度を構築し会員の拡大を図る。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
絵画等の創作品の展示事業	１週間程度の期間、絵画を中心とする展示をおこなう。展示品は借用する。	１月中旬、下旬	御浜町神木（小林商店水車館）	５人	一般５００人
絵画等の創作品の収集、保管事業	絵画を中心に作品の購入、寄託の受け入れのための活動をおこなう。	通年	法人事務所	１人	
その他目的を達成するために必要な事業	事業計画説明会、会員募集	随時	町内	３人	一般50人
	地域内アーティストとの交流会	１月中	町内	３人	アーティスト他　10人
	ホームページ管理運営	随時	法人事務所	１人	不特定多数

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
物品の販売事業	御浜焼きの収集・保管、販売をする。	１月以降随時	法人事務所	１人

＊1　設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。

2　初年度分は、申請予定日からおおむね４か月後以降について作成する。

3　２事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。

4　２(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。

5　２(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。

6　定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

２０２７年度事業計画書

（2027年4月1日～2028年3月31日）

特定非営利活動法人こうのぎ美術館

1　事業実施の方針

２０２７年度は、前年度に続き、１週間程度の期間にわたり作品の展示をおこなうとともに、展示事業に作品を貸与および提供してくれる作家との人的関係構築のため、こうのぎ美術館の存在の認知度向上、理解者の拡大、会員の増強を図る。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事　業　名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場　所	従事者の予定人　数	受益対象者の範囲及び予定人数
絵画等の創作品の展示事業	１週間程度の期間、絵画を中心とする展示をおこなう。展示品は借用する。	11月上旬	御浜町神木（小林商店水車館）	５人	一般500人
絵画等の創作品の収集、保管事業	絵画を中心に作品の購入、寄託の受け入れのための活動をおこなう。	通年	法人事務所	１人	
その他目的を達成するために必要な事業	事業計画説明会、会員募集	随時	町内外	３人	一般100人
	ホームページ管理運営	随時	法人事務所	１人	不特定多数

(2)　その他の事業

事　業　名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場　所	従事者の予定人数
物品の販売事業	御浜焼きの収集・保管、販売をする。	通年	法人事務所	１人

＊1　設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。

2　初年度分は、申請予定日からおおむね４か月後以降について作成する。

3　２事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。

4　２(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。

5　２(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。

6　定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

2026年度　活動予算書

法人成立の日から　　2027年3月31日まで

特定非営利活動法人こうのぎ美術館

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ　経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	150,000		150,000
賛助会員受取会費	50,000		50,000
2．受取寄附金			0
受取寄附金	30,000		30,000
3．受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
4．事業収益			0
販売事業収益	0	20,000	20,000
5．その他収益	0	0	0
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	230,000	20,000	250,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1)人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
売上原価		10,000	10,000
会議費			0
旅費交通費	20,000		20,000
消耗品費	20,000		20,000
賃借料			0
研修費			0
通信費	10,000		10,000
印刷費	10,000		10,000
保険料			0
講師謝金			0

雑費	10,000		10,000
その他経費計	70,000	10,000	80,000
事業費計	70,000	10,000	80,000
2．管理費			
(1)人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
売上原価			0
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	10,000		10,000
消耗品費	10,000		10,000
賃借料			0
研修費			0
通信費	10,000		10,000
印刷費	10,000		10,000
保険料			0
講師謝金			0
雑費	10,000		10,000
その他経費計	70,000	0	70,000
管理費計	70,000	0	70,000
経常費用計	140,000	10,000	150,000
当期経常増減額	90,000	10,000	100,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	10,000	-10,000	0
当期正味財産増減額	100,000	0	100,000
設立時正味財産額		0	0
次期繰越正味財産額	100,000	0	100,000

2027年度　活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人こうのぎ美術館

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ　経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	240,000		240,000
賛助会員受取会費	100,000		100,000
2．受取寄附金			0
受取寄附金	50,000		50,000
3．受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
4．事業収益			0
販売事業収益	0	20,000	20,000
5．その他収益	0	0	0
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	390,000	20,000	410,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価		10,000	10,000
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	20,000		20,000
消耗品費	20,000		20,000
賃借料	30,000		30,000
研修費			0
通信費	10,000		10,000
印刷費	50,000		50,000
保険料			0
講師謝金			0

雑費	30,000		30,000
その他経費計	170,000	10,000	180,000
事業費計	170,000	10,000	180,000
2．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価			0
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	10,000		10,000
消耗品費	10,000		10,000
賃借料			0
研修費			0
通信費	20,000		20,000
印刷費	20,000		20,000
保険料			0
講師謝金			0
雑費	20,000		20,000
その他経費計	100,000	0	100,000
管理費計	100,000	0	100,000
経常費用計	270,000	10,000	280,000
当期経常増減額	120,000	10,000	130,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	10,000	-10,000	0
当期正味財産増減額	130,000	0	130,000
前期繰越正味財産額	100,000	0	100,000
次期繰越正味財産額	230,000	0	230,000